

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

アルバイトの税額表

Q：当社は、アルバイトを採用しました。所得税の源泉徴収は、どの税額表を適用すればよいですか。

A：給与の支給形態や扶養控除等申告書の提出の有無によって税額表の適用区分が異なります。

【解説】

アルバイトやパートなどの臨時雇いの給与については、たとえ短期間のものであっても、給与所得に該当し源泉徴収の対象になります。その税額の計算には、「給与所得の源泉徴収税額表」が適用されます。

税額表の適用区分は、支給形態や扶養控除等申告書の提出の有無により異なります。

給与の支給時期が毎月と定められている場合には月額表を使用し、毎日と定められている場合には日額表を使用します。

この場合、扶養控除等申告書を提出している人については、月額表、日額表のどちらを使う場合であっても、甲欄を使用します。

一方、扶養控除等申告書を提出していない人については、月額表、日額表のどちらを使う場合であっても、乙欄を使用することになります。

また、日額表には、甲欄、乙欄の他に丙欄というのがあります。これは、日々雇い入れられる者に対して、労働した日又は時間によって算定し、かつ、労働した日に支払う給与の場合に使用することになっています。

